

※特例転出とは、転入先の住所地に転出証明書を提出せずに転入できる手続です。詳しくは、用紙右下内を参照ください。 *申請者のうち、2は15歳未満の人のみが転出する場合です。3の場合は疎明資料が必要です。

届出日令和年 月 日

届出の種類国内・海外世帯全部・世帯一部（世帯主変更 有・無）

申請者氏名国分寺花子（Name）署名（手書き）をお願いします。電話042-325-0111 / 090-0000-0000（Tel）

異動日令和2年3月18日

旧住所東京都国分寺市戸倉1-6-1 00アパート 201

新住所東京都国分寺市00市00町1-1-1 00マンション 101

本籍東京都府県

フリガナ	氏名	生年月日	性別	続柄	学 校	国保	退	後医	介護	国民年金	児手乳医	印鑑	住 個	署電	受付
1	国分寺 太郎	明大昭平令	男		小 年	有	本	有	有	有	有	有	有	有	審査
2	国分寺 ハナコ	明大昭平令	男		小 年	有	本	有	有	有	有	有	有	有	入力
3	国分寺 イチミ	明大昭平令	男		小 年	有	本	有	有	有	有	有	有	有	照合
4		明大昭平令	男		小 年	有	本	有	有	有	有	有	有	有	印鑑
5		明大昭平令	男		小 年	有	本	有	有	有	有	有	有	有	附票

世帯主変更による続柄修正

残る人の氏名	旧	新
国分寺 次郎		世帯主
国分寺 三郎		

太枠の中をていねいに記入または○をして下さい。（虚偽の届出は法律で罰せられます）

※本人確認書類（申請者のものが必要です）
運転免許証・旅券（パスポート）・個人番号カード・住民基本台帳カードなどの官公署発行の顔写真付きのものいずれか1点のコピー、それらをお持ちでない場合は、健康保険証・資格確認書・年金手帳・クレジットカード・銀行のカードまたは通帳など2点以上のコピー。※全て有効期限内で、住所記載面があるものはその部分も含めてコピー。※通知カード不可

★郵送による転出の手続きについては(1)通常の転出と(2)特例転出があります。
転出する人の中に、個人番号カードまたは住民基本台帳カード（以下、「個人番号カード等」という。）を持っている人がいる場合は、「(2)特例転出」となります。※特例転出とは、転入先の住所地に転出証明書を提出せずに転入できる手続です。ただし、実際に新住所に住み始めた日から14日以上経過している場合等で個人番号カード等の継続利用が出来なくなっている場合や個人番号カード等のパスワードを忘れた場合は「(1)転出」で手続をお願いします。
(1)転出・・・転出証明書を送付いたします（海外転出を除く）。
【必要なもの】①この届出書、②返信用封筒（宛名と旧住所または新住所を送付先として記載の上、返信用の切手*を貼ったもの。海外の場合は不要。）、③本人確認書類（左下参照）のコピー を送付してください。*110円（速達は410円）
(2)特例転出・・・転出処理終了後、市民課より電話連絡させていただきます。転入先市区町村役場に個人番号カード等を持参して転入手続を行ってください。
【必要なもの】①この届出書、②本人確認書類（左下参照）のコピー を送付してください。
転入手続は実際に住み始めた日から14日以内、またはこの届出書の異動日欄に記載の引越し予定日から30日以内のいずれか早い日にち以内に行ってください。その日を超えると個人番号カード等は無効となり継続利用が出来なくなりますので、あらたに(1)の方法で再申請し、転出証明書の交付を受けていただくことになります。
※特例転出についてはその他条件があります。その他ご不明な点がございましたら、市民課庶務係までお問い合わせください。

送付先： 〒185-8501 東京都国分寺市泉町2丁目2番18号 国分寺市役所 市民課 庶務係 042-312-8603(直通)